



平成20年5月23日

生駒市長 山下 真 様

生駒市保育所運営委員会

会長 吉岡 眞知子

生駒市保育所保育料の改正について（答申）

平成20年5月2日に、市長から表記の件について諮問を受け、以後5月16日まで3回にわたり審議し、今般の答申に至りました。

最初にこの保育料の改正を審議するにあたって、①生駒市を取り巻く人口動態や財政状況、②前回保育料改正時からの保育サービスの経緯、③保育所保育料と保育所運営費の使途、④国の徴収基準額と生駒市の現行徴収保育料との比較、⑤県下各市、近隣市及び類似都市との各階層別の保育料比較、⑥類似事業である幼稚園事業と保育所事業における運営経費に対する保護者負担額など多角的に考察をしました。

その結果、①経常収支比率98%という硬直化した市の財政状況と今後の税収の停滞及び福祉経費の増大、②平成9年度から据え置かれている保育所保育料の現状、③待機児童の大幅解消や、延長保育・一時保育など保育ニーズへの対応などから、今後の保育サービス水準の維持及び向上の為には、市の負担とともに保護者への一定の負担増を求めるのはやむを得ない状況であることを委員会として理解しました。

次に保育料の他市比較にあたっては、年収200万円から年収900万円の階層まで各100万円刻みをポイント別に比較し、国の徴収基準も参考にした結果、保育料の改正は致し方がないとの判断に至りました。

改正案による階層区分については、最も時間をかけて検討を行いました。

現行の階層区分は、保育料が所得に応じて細かく設定されていることから、所得の伸びが少額の場合には負担の差が緩やかになっています。一方、改正案の階層区分は、国や他市の階層区分と相似しており保護者にとっても国の徴収基準との負担割合や他市との保育料比較をしやすく、生駒市の保育料水準をよりの確に把握することができますが、一部の階層においては負担増が他の階層よりも大きくなっています。また、年度の途中における保育料の改定は、年度当初に予定していた保育料よりも負担が増す保護者にとっては厳しいものがあることから、何らかの救済措置が必要との意見が出されました。

今回の改正案の中では、所得税の非課税世帯や税額1万5千円以下の階層の保育料が、全般的に国の徴収基準の5割以内に抑えられ、配慮されているとともに、多子減免の適用の改正により、多子世帯への支援策も施されていることなど、評価できる面がありました。

こうしたことから、階層区分の整理に伴って、現行保育料から改正案に移行された場合、今年度は月額負担増を一定額に抑える激変緩和措置をとり、あわせて保護者への説明会を開き、周知期間を経て実施することが望ましいと思われ、9月からの実施とされるよう提言いたします。

尚、委員にあっては、今回の保育料の改正案や新たな基準に基づく多子減免の適用で、現行保育料より低い世帯が生じることがあるものの、負担増となる世帯への影響を考慮すれば、全面的には賛同しかねる旨の意見もありました。